第百七回国会 衆議院
日本国有鉄道改革に関する特別委員会 第二号

昭和六十一年十月六日（月曜日）

午後五時四十七分開議

出席委員

理事 小此木彦三郎君　理事 細田吉蔵君

理事 村上茂利君　理事 工藤巍君　理事 柴田睦夫君　理事 遠藤乙彦君　理事 浅井清君　理事 村山富市君　理事 小林恒人君　理事 若林正俊君　理事 松田九郎君　理事 前田武志君　理事 野呂恭一君　理事 中島衛君　理事 津島雄二君　理事 鈴木宗男君　理事 古賀誠君　理事 亀井静香君　理事 大島森君　理事 臼井日出男君　理事 甘利明君　理事 河野洋平君　理事 嶋崎譲君　理事 山下徳夫君　理事 佐藤守良君

出席国務大臣

運輸大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

運輸大臣官房長 柿澤弘治君　運輸大臣官房審議官 服部経治君　運輸大臣官房総括審議官 井山嗣夫君　運輸大臣官房国有鉄道部長 林淳司君　運輸大臣官房審議官 丹羽雅晟君　運輸省地域交通局長 熊代健君　労働大臣官房審議官 佐藤仁君　自治大臣官房長 持永堯民君　自治省税務局長 津田正彦君

委員外の出席者

日本国有鉄道総裁 戸田菊雄君　地方行政委員会調査室長 杉浦喬也君　社会労働委員会調査室長 島村幸雄君　運輸委員会調査室長 石川正暉君　運輸委員会調査室長 荻生敬一君

○細田委員長　これより会議を開きます。

日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案、以上七件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案、以上七件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

○橋本国務大臣　ただいま議題となりました日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案、以上七件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、昭和二十四年日本国有鉄道法の制定により、いわゆる公社として発足し、自来我が国の大宗を担い国民生活の向上と国民経済の発展に寄与してまいりました。

しかしながら、昭和四十年代のモータリゼーションの急速な進展、航空輸送網の飛躍的な発達の中で、鉄道の担う鉄道輸送は我が国交通体系の中で次第に独占的地位を失い、これとともにその経営も極めて厳しい環境に置かれるに至ったのであります。すなわち、これに四十年代から国鉄経営は年々悪化を続け、国鉄の経営が破綻するなどの事態を招くに至ったのであります。

このため、国鉄の事業の経営の体制を抜本的に改革し、国鉄の事業の体制に再生することが喫緊の課題となっているのであります。

このような状況を踏まえ、昨年七月国鉄再建監理委員会から「国鉄改革に関する意見」が提出されました。この「意見」では、現行の公共企業体による全国一元的経営体制のもとにおいては事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難であるとの認識のもとに、いわゆる分割・民営化を基本として国鉄の改革を実現することとし、そのための具体的な方策を提言しております。

政府としては、この「意見」に示された方向こそ今日の国鉄事業の危機に対処し、国民の期待にこたえる最善の道であると信ずるものであります。

本法律案は、以上のような認識のもとに、国鉄の経営している鉄道事業等に関し輸送需要の動向に的確に対処し得る適切かつ健全な運営の体制を実現するべく、これら事業の経営形態について分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するため、その基本的事項を定めるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道による鉄道事業等に関し効率的な経営体制を確立するため、その経営形態の抜本的な改革についての基本的な方針に関し、まず、六の旅客鉄道株式会社による旅客鉄道事業の引き継ぎ、新幹線鉄道保有機構による新幹線鉄道の一括保有及び貸し付け、日本貨物鉄道株式会社による貨物鉄道事業の引き継ぎなど日本国有鉄道の事業等をそれぞれ適切な法人に引き継がせること。

次に、北海道、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社に、経営の安定を図るための基金を置くものとすること。

また、日本国有鉄道を、日本国有鉄道清算事業団に移行させ、資産、債務等の処理及び職員の再就職促進のための業務を行わせること。

さらに、国は、日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等の円滑な実施に関する基本的な方針を策定するとともに、これに従って必要な助成等の措置を講ずるものとすること。及び、国は、日本国有鉄道の改革の実施に伴い一時に多数の職員が再就職を必要とすることとなることにかんがみ、再就職の機会の確保及び再就職の援助等のための特別の措置を講ずるものとすることなどについて定めることとしております。

第二に、日本国有鉄道の改革の実施のため、運輸大臣による日本国有鉄道の事業等の引き継ぎ等に関する基本計画の策定、日本国有鉄道による実施計画の作成、承継法人の職員の採用、日本鉄道建設公団からの資産、債務の日本国有鉄道への承継等について所要の規定を設けることとしております。

第三に、日本国有鉄道の改革は昭和六十二年四月一日に実施するものとし、同日において日本国有鉄道法及び日本国有鉄道法施行法を廃止することとしております。

次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであります。

線鉄第令のは鉄　と宰係貸正鉄し国　す。　けを負のい、　申し次とた契　こし債を　す。次に、
道三で年に道第と復る し化道ての第　一　担経　本し上に、と社約　ま　申　上　ま
施に、定額及び借に社三　と旧鉄付を株い る 基幸に、 正　会　社、　上げ、　し　げ　し
設に め るび 借り 有 機 る 会 社 に 、 西 に、 ま 日 本 鉄 付 図 式 会 役 的 ま 実 施 旅 を 目 当 ま 運 用 す。 部 で き 債 保 日 本 に
に 旅 基 貸 付 受 償 構 ま り の 設 ご た 社 制 輸 新 び 鉄 的 該 基 盤 み し 保 ま 実 の と 保 ま 日 ま 運 び 保 有 機 国 債 保 日 本
つ 客 準 、 期 け で は す。 及 客 目 当 ま 道 び 鉄 的 該 鉄 化 線 鉄 道 送 新 幹 線 衡 化 線 の 概 要 に つ い て 御 説 明 申 し 上 げ ま す。 鉄 線 の 道 鉄 施 、 法 に 定 式 に に 客 会 社 る る 道 方 利 株 式 針 付 設 の 社 従 法 律 も し 、 図 衡 保 日 本 案 で こ た 及 機 国 有 概 要 を 旅 客 幹 れ 設 道 改 革 幹 線 に つ い て 御 説 明 申 し 上 げ ま す。 次 に、 ご と て 正 盤 線 案 は す 幹 に、 鉄 ま し

員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○細田委員長　次に、葉梨自治大臣。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○葉梨国務大臣　ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として、日本国有鉄道に係る固定資産税等の非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を行う必要に講ずることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずることとしたいたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずるとともに、新幹線鉄道保有機構の収益事業以外の事業の所得について非課税措置を講ずることとしたいたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、日本国有鉄道清算事業団及び新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講ずることとしたいたしております。

また、旅客鉄道株式会社または日本国有鉄道清算事業団から無償で譲渡を受けた特定地方交通線等に係る一定の不動産について、一定の期間に取得した場合に限り、非課税措置を講ずることとしたいたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産について非課税措置を講ずることとしたいたしております。

また、旅客鉄道株式会社等が所有する日本国有鉄道の経営形態の改革に伴う固定資産税及び都市計画税の改正、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する一定の不動産の取得税の非課税措置の期間の延長

第二に、会社の成立の際、現に国鉄の職員である者は、会社の成立のときに会社の職員となるものといたしております。

第三に、国鉄は、解散した後も清算の目的の範囲内においてなお存続することとし、政府は、この清算中の国鉄に対し、特定長期債務の返済が完了するまでの期間中に、債務の償還計画を定めて資金の交付等を行うこととしたしております。

最後に、日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の退職希望職員及び希望退職者につい て特別給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講じ、もって退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的といたしております。

第二に、退職希望職員等の再就職先の確保について法律に定める措置を実施することとし、政府は、この法律に定める職員の募集に応ずること等を理由として差別的取り扱いをしてはならないことといたしました。

第三に、退職希望職員等の再就職促進について、国は再就職促進基本計画及び採用促進計画を、会社は再就職促進実施計画を、それぞれ定めるものといたしております。

なお、これらの計画の作成に当たっては、会社は、労働組合と協議しなければならないこととしております。

第四に、退職希望職員等の再就職先の確保についてであります。国は率先して退職希望職員等を採用するとともに、特殊法人等及び地方公共団体に対し、退職希望職員等を採用するよう要請するものといたしております。また、国は、退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができることとしております。

第五に、希望退職者に支給する特別給付金について、現在、今年度に限った特別措置として支給されています。この特別給付金を五年間にわたって支給することとし、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律について所要の改正措置を講じることといたしております。

以上のほか、国の体制の整備、雇用促進事業団の援護企業務等、退職希望職員等の再就職の促進、援助、関連労働者等への配慮等に関して、必要な諸規定を設けることといたしております。

以上、各法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。

最後に、政府案については、広範な国民から数多くの疑問や批判が寄せられ、また、我が党が既にさきの通常国会において具体的な対案を提示しているにもかかわらず、これらを一顧だにせず、再び今国会に無修正のまま提出されたことは極めて遺憾であります。国民の負託を受けた立法府として、将来に禍根を残さぬよう、両法案の慎重かつ徹底的な審議を行い、真に国民の納得が得られる国鉄再建策を確定できるよう、お互いに努力し合うべきであることを強く訴えて、私の提案理由の説明といたします。

○細田委員長　以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

この際、公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。

旨の説明を聴取いたしました各案につきまして、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○細田委員長　御異議なしと認めます。よって、さ

○細田委員長　次に、委員派遣承認申請に関する件について、委員派遣承認申請を聴取いたしました各案につきましては、議長に対し、委員派遣承認の申請を行うことに決しましたが、御異議ありませんか。

○細田委員長　御異議なしと認めます。よって、さ

○細田委員長　なお、派遣の日時、派遣委員の人選等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○細田委員長　御異議なしと認めます。よって、さ

○細田委員長　次に、公聴会開会承認要求の件について、公聴会の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○細田委員長　御異議なしと認めます。よって、さ

○細田委員長　次に、委員派遣承認申請に関する件について、委員派遣承認申請を聴取いたしました各案につきまして